

議案第182号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

「、中学校及び高等学校」を「及び中学校」に改める。

中学校の表中大阪市立咲くやこの花中学校の項及び大阪市立水都国際中学校の項を削る。

高等学校の表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が設置する高等学校及び高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校を大阪府へ移管することに伴い、咲くやこの花中学校ほか23校を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立学校設置条例（抄）

本市に幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を設置し、その名称及び位置は、次の
及び

とおりとする。

省	略
中学校	
名称	位置
省	略
<u>大阪市立咲くやこの花中学校</u>	<u>大阪市此花区西九条6丁目</u>
<u>大阪市立水都国際中学校</u>	<u>大阪市住之江区南港中2丁目</u>
省	略
高等学校	
名称	位置
<u>大阪市立南高等学校</u>	<u>大阪市北区松ヶ枝町</u>
<u>大阪市立西高等学校</u>	<u>大阪市北区松ヶ枝町</u>
<u>大阪市立桜和高等学校</u>	<u>大阪市北区松ヶ枝町</u>
<u>大阪市立桜宮高等学校</u>	<u>大阪市都島区毛馬町5丁目</u>
<u>大阪市立東高等学校</u>	<u>大阪市都島区東野田町4丁目</u>
<u>大阪市立汎愛高等学校</u>	<u>大阪市鶴見区今津中2丁目</u>
<u>大阪市立水都国際高等学校</u>	<u>大阪市住之江区南港中2丁目</u>
<u>大阪市立高等学校</u>	<u>大阪府枚方市中振</u>
<u>大阪市立大阪ビジネスフロンティア高等学校</u>	<u>大阪市天王寺区烏ヶ辻2丁目</u>
<u>大阪市立淀商業高等学校</u>	<u>大阪市西淀川区野里3丁目</u>
<u>大阪市立鶴見商業高等学校</u>	<u>大阪市鶴見区緑2丁目</u>

大阪市立住吉商業高等学校

大阪市立都島工業高等学校

大阪市立泉尾工業高等学校

大阪市立東淀工業高等学校

大阪市立生野工業高等学校

大阪市立工芸高等学校

大阪市立扇町総合高等学校

大阪市立咲くやこの花高等学校

大阪市立中央高等学校

大阪市立都島第二工業高等学校

大阪市立第二工芸高等学校

大阪市住之江区御崎7丁目

大阪市都島区善源寺町1丁目

大阪市大正区泉尾5丁目

大阪市淀川区加島1丁目

大阪市生野区生野東2丁目

大阪市阿倍野区文の里1丁目

大阪市北区松ヶ枝町

大阪市此花区西九条6丁目

大阪市中央区釣鐘町1丁目

大阪市都島区善源寺町1丁目

大阪市阿倍野区文の里1丁目